

とやまの森づくりサポートセンターにおける企業の登録要項

(趣旨)

第1条 近年、環境問題への関心が高まるなか、環境貢献などの社会貢献を目的として森づくりに積極的に参加しようとする企業が増加しており、企業と森林所有者等を結びつけるとやまの森づくりサポートセンター（以下「サポートセンター」という。）活動が期待されている。

このため、サポートセンターにおける「企業会員の登録」に関し、必要な事項を定めるものとする。

(活動の名称)

第2条 サポートセンターに登録された企業（協会や労働組合等を含む）（以下「企業等」という。）が、社会貢献を目的として、「富山県森づくりプラン」の主旨に沿った森づくりに関する活動を行うことを「企業の森づくり」と称する。

(登録の対象)

第3条 「企業の森づくり」を積極的に実施しようとする企業等とする。ただし、次のいずれかに該当するものは登録することができない。

- (1) 宗教活動や政治活動を主たる目的とするもの。
- (2) 公益を害するおそれがあると認められるもの。

(申込み)

第4条 登録を申し込もうとする企業は、「とやまの森づくりサポートセンター登録申込書」（様式第1-3号）をサポートセンターへ提出するものとする。

(会員の登録)

第5条 サポートセンターは、前条の申込みがあったときは、その内容を確認し、適当と認めた場合は企業会員に登録し、会員の証としてバッジを交付するものとする。

(登録の抹消等)

第6条 会員が次の各号の一に該当した場合は、その登録を抹消することができる。

- (1) 退会を申し出たとき
- (2) 企業等が解散したとき
- (3) 申請書に虚偽の記載があった場合
- (4) その他、不相当と認められる場合

第7条 この要項に定めるもののほか、登録に必要な事項は、知事が別に定める。

附則

(施行期日)

この要項は、平成20年4月1日から施行する。